

平成 2 8 年度
第 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 5 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第2回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年5月12日（木）午後1時50分開会

開催場所 J A高松市中央一宮支店2階会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 12番 河北 初雄
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 13番 富本 正樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 川西 好春
- 農政課 長補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 副主 幹 中野 清作
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任技師 稻積 直子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請

について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 競売買受適格証明願について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の

規定による開発計画に対する意見について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第2回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中17人で、部会は成立しております。欠席委員は、能祖委員、富本委員です。また、三笠委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は4番上砂委員、7番妻鹿委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番と関連しています。

2番は、賃貸人が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

2番は、借人が労力不足のため返還したものです。

3番と4番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

5番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを

議題といたします。

なお、議案の審議に入る前に先月の第1回農地部会の中で委員の皆様から御意見をいただいた4条、5条の案件のうち、農業会議の意見聴取対象事案に関する取扱いについて、改めて事務局から説明をいただいて、皆さんとの意思を統一し決定したいと思いますので、多田農地係長お願いします。

多田農地係長 第1回の会議におきまして、皆様方から忌憚りの無い貴重な意見をいただいております。大変ありがとうございました。

法改正によりまして、農業会議への意見聴取事案につきましては、規定された面積以外の事案につきましても、農業委員会は必要があると認めるときは、意見聴取できることから、地区部会、農地特別部会、農地部会での一連の審議の中で、協議、御意見をいただきましたところ、地区部会での審査、意見決定が最も尊重されるべきものであることから、次のような取扱いを提案させていただきたいと思います。

地区部会において、規定された面積以外の事案で特に意見聴取が必要と判断されたものにつきまして、通常規定される面積の意見聴取事案と併せて特別部会議案とするものです。この取扱いについて、御審議及び御判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、多田農地係長から説明がありましたが、こういう取扱いで今後進めるということによろしいでしょうか。御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、この取扱いで今後進めることで御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、今後この取扱いで処理することに決定いたしました。

それでは、議案の審議に移ります。議案第2号について、事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

1番の申請者は、県外に居住しており、相続で取得した申請地で安定した収入を得るため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、厨房機器販売大手のクリナップからショールームの利用申込みがあったことから、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、隣接宅地をドラッグストア用地とするに当たり駐車場用地が必要となり利用申込みがあったことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,722.36平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、物置の建築及び宅地への進入路としたもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が486.15平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、相続により取得した申請地を非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣に住んでいる父親の介護も容易で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が149.27平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、家族の所有車両が増え、宅地内に駐車スペースが取れないことから、隣接地を宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が638.45平方メー

トルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートル、コトデンの駅から370メートルと近く、周辺には病院や大型量販店のある住環境の良い地域であり入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、隣接地との境界確認をした際、納屋の屋根がはみ出していることが判明したことから、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が612.86平方メートルあります。

10番は、農家住宅拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地拡張及び宅地への進入路としたもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年10月に一部建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が471.78平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書4ページをお開きください。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、納屋建築のため農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地に隣接した農業用施設用地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年5月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が581.93平方メートルあります。農業用施設用地で出入口が別にあることから、無断転用とはいたしません。

13番は、温室用地として利用していますが、温室の管理をし易くするため、床をコンクリートにすることから、転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、一筆のうち、204平方メートルを納屋用地として転用申請するものです。残りの部分については、分家住宅目的で農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借8番が提出されております。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋用地とすることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和33年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、子世帯のための貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

16番は、申請地周辺の宅地化が進み駐車場需要が高いことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、相続で取得した土地・建物の調査をしたところ、申請地が転用申請されていないことが判明したため、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、市道と宅地の間に細長くある土地で、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和33年7月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が423.97平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案

については、許可することに、御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成27年11月27日付けで露天貸駐車場・駐輪場、貸事務所、防火水槽用地として転用許可を受けていましたが、転用区域を拡大するための事業計画変更申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権1番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妻鹿委員より説明をお願いいたします。

妻鹿委員 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め上砂委員、三笠委員と、私妻鹿の4名で、現地調査を実施しました。

なお、所有権1番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書1ページの所有権を御覧ください。

申請地は、高松市立古高松南小学校南西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近接し交通の利便性が良く、周辺には大型商業施設が整い、また、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併用する水路・農道が103.68平方メートル有ります。現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページの賃借権を御覧ください。

申請地は、高松市立林小学校北西600メートルに在り、システムキッチン等の住宅設備販売会社からショールーム・事務所建築を依頼された転用者が、平成27年9月に本体部分の転用許可を得て建築工事を行っておりますが、当初の計画では、従業員、社用車及び来客用の駐車場が不足するため隣接地を新たな85台分の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

転用許可を得ている併用宅地介在田が4,935平方メートル有り、開発許可の変更申請も提出され、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権1件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ声有り)

御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和39年ごろに建築済みですが、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が361.56平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和43年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が171.64平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は平成25年9月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が61.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が20平方メートル有ります。

6番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周

辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7 ページを御覧ください。

9 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、進入路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が32平方メートル有ります。

13番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として、用途廃止する水路が53.26平方メートル有ります。

14番は、自治会集会場に駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が944.24平方メートル有ります。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現在居住している地域に在り、子供の学区の変更も無く生活環境への影響が少ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、賃貸共同住宅・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、賃貸共同住宅用地部分は用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、露天駐車場用地部分は市道を挟み第2種農地に区分されますが、露天駐車場部分について代替地の検討もされた結果、共同住宅用地が市道を挟んで対面しており利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部が平成10年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、義父所有の農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8ページを御覧ください。

18番は、転用者が建設工事業を営んでおり、平成26年8月に申請地の隣接地を資材置場用地として取得しましたが、昨年から受注が増え資材置場が手狭となったことから、隣接地を取得し露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、資材置場に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が903平方メートル有ります。

19番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、子ども家族のための貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番及び同法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

21番は、現在利用している物置及び露天駐車場の一部が主要地方道塩江・屋島西線の拡幅により収用予定であり面積が減少することから、隣接地を取得し物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、収用代替であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が80.63平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

9ページを御覧ください。

2番は、転用者が土木建築業を営んでおり、従業員用駐車場が不足していることから、賃借している資材置場の隣接地を借り受け、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、資材置場に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年8月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が835平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、転用者がビル管理業を営んでおり、従業員用駐車場及びコンテナ置場がないことから、露天駐車場・コンテナ置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・西植田線の沿線に在り、事業所に近接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年3月から利用中ですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

10ページを御覧ください。

1 番は、母所有の農地を借り受けて、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部が昭和43年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2 番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から近く、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から近く、周辺は学校・病院・大規模量販店が整い、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4 番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番も、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に隣接し実家に近接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が11.26平方メートル有ります。

6 番も、義母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が32平方メートル有ります。

7番は、母所有の農地を借り受けて、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化され、小学校・病院が近くにあり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、母所有の農地一筆のうちの一部を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。残地の204平方メートルについては、先ほど御審議いただきました農地法第4条第1項の規定による許可申請が提出されています。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、実家に近く農作業もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高齢の父の世話がし易く農作業もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し高齢の両親の面倒を見ることができ農作業もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し祖母と母の面倒を見ることができ農作業もし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11ページを御覧ください。

13番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番も、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権20件、賃借権2件、使用貸借14件、計36件について御審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主任技師 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権について御説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、譲渡人が兼業のため経営を縮小することから、申請地の隣接に居住し経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてののみ

御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が兼業のため経営を縮小することから、申請地の近隣に居住し新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

3番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜及び果樹を栽培するものです。

4番は、耕作が不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たします。

6番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用し果樹を栽培するものです。

7番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

8番は、譲渡人が譲受人の別の農地を取得して転用するため譲受人がその代替地として交換により譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

10番と11番は、それぞれ高齢のため経営を縮小することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。申請地の登記地目はいずれも雑種地ですが、現況が畑であることを地区部会において確認済みです。

なお、10番は、農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

議案書13ページをお開きください。

12番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

13番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して果樹を栽培するものです。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番が同時に提出されており、要件を満たします。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1 番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3 年間借り受けて水稻及び野菜を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 5 番に関連しています。

2 番は、経営移譲年金受給のため農業後継者へ30年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き水稻及び野菜を栽培するものです。

3 番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が、労力不足の貸人から使用貸借により20年間借り受けて、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用しキウイを栽培するものです。

農地所有適格法人の 4 つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

議案書15ページをお開きください。

4 番は、経営移譲年金受給のため農業後継者へ15年間の使用貸借による権利を再設定するもので、引き続き果樹及び野菜を栽培するものです。

5 番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3 年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権14番に関連しています。

以上、議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権移転14件、使用貸借 5 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 7 号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第 7 号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1 番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成28年 4 月25日付けで申請されたものです。

農地法第 3 条第 1 項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

なお、入札期日が 5 月13日までと差し迫っておりましたため、農地部会長専決により同月 6 日付けで適格証明書を交付したものです。

以上、議案第 7 号 競売買受適格証明願について、御審議をお願い申しあげます。

なお、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第 3 条第 1 項の許可申請が提出された場合、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている

場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(5 番 三笠委員入室 午後 2 時55分)

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 7 号 農地部会長専決について承認すること、また、この後、農地法第 3 条第 1 項の許可が次回開催の農地部会開催前に必要で、適格証明時と事情に変更の無い場合には、農地部会長専決処分により、許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 7 号については承認すること、また、その後に農地法第 3 条第 1 項の許可申請が提出され、状況により必要な場合は、農地部会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第 8 号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第 8 号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1 番は、平成 5 年12月から農地への進入路として利用しているもの、2 番は、平成 6 年 3 月から水路用地として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3 番は、昭和50年ごろから40年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもの、4 番も、平成 2 年ごろから25年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得無い事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

5 番は、昭和62年ごろから農業用水路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第 8 号 非農地証明願について 5 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 8 号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 8 号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について御説明申しあげます。

議案書18ページから22ページまでを御覧ください。

平成28年 1 月22日付けで高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地の利用状況について調査依頼がありました。

この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

全ての農地について各地区農業委員及び事務局職員が現地を確認し、地区部会で審査いただきましたところ、右から 4 列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、土地区画整理事業による換地処分や地籍調査の成果による合筆や地積の変更が行われています。また、一部の農地について農道や農舎への小規模な転用が認められますが、それらも含めて適正に利用又は保全管理されているとの報告を受けております。

高松税務署長への報告様式は、1 筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、現況の事実報告であり本議案書と同内容であります。

以上、議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について44件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、私から一つお聞きしたいことがあります。相続税の納税猶予に係る特例農地について、事業用の転用であっても、納税猶予が認められる場合がありますか。

川西事務局長 農業用施設用地（納屋）については、免責要件がありまして、転用していても税金を納めなくてはいけないということにはならなくて、猶予が確定します。それ以外の分家住宅や事業用で転用されていれば、猶予適用農地の 2 割を超えれば全体を、2 割未満であれば、その転用部分の税金を支払うということになります。

議 長 その他、御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第 1 項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

1枚めくっていただき、表紙裏面の1ページに記載のとおり平成28年3月25日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

開発行為の内容は、山林を太陽光発電施設用地として利用するというもので、2ページの土地開発行為協議書のとおり同年3月17日付けで事業者から香川県知事宛に提出されたものです。

土地開発行為を行う土地の所在は、庵治町字尼ヶ坂地区の山林0.8772ヘクタールで、開発区域内には農地は含まれておりません。3ページに位置図、4ページに付近見取図を付していますが、申請地は県道高松・牟礼線から570メートルほど西に上がったところで市道庵治南線沿いに在ります。

5ページ以降には、地籍図、現況図、利用計画平面図、太陽光パネル配置図、緑化計画図を付しています。

表紙にお戻りください。

4月25日に地元農業委員と地区担当職員で現地調査を実施し、開発場所及び沈砂池等の雨水処理施設の設置予定地を調査するとともに、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、周辺に農地はありませんが、開発地の下流域には農地が多数あることを確認しました。

以上のことを踏まえて、農業委員と協議した結果、開発地の周辺には農地が無いため、直接的な影響は無いと判断しましたので、高松市長には、「開発区域の下流域に在る水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないように十分に留意するとともに関係者と協議の上、施工すること」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成28年5月10日付けで高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

始めに、農用地域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されております。

3ページの下段に除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が64件、合計面積が84,948.30平方メートルでございます。

次に、農用地域内の用途区分の変更（農地から農業用施設用地への変更）について、4ページを御覧ください。

変更申請者は認定農業者で、既存の農業用施設・農畜産物販売施設の管理又は運営のために必要不可欠な駐車場を設置しようとするもので、国の定める平成21年制定の通知「農地法等の運用について」に記載される、当該施設等と一体的に利用される駐車場、トイレ、事務所等は、農業用施設等に該当すると判断されるもので、1件、面積が609平方メートルでございます。

議案11号について 御審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

以上、議案第11号について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか——御発言が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり異議無い旨決定し、回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり異議無い旨決定し、回答することにいたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3を御覧ください。

平成28年4月8日から5月9日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の農地部会議決分といたしまして4条が8件、5条が33件、4月議決分といたしまして4条が14件、5条が28件、合計で4条が22件、5条

が61件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、4月議決分といたしまして4条が2件、5条が18件、合計で4条が2件、5条が24件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、4月議決分の12番が開発許可未了で、13番が許可前に申請人が死亡し相続人からの再申請案件となる予定で、報告区分としては暫定的に保留欄に計上しております。

3ページを御覧ください。

5条関係で、3月議決分の9番が開発許可、用途廃止未了により、11番、12番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

37番、43番が開発許可未了で許可保留となっております。下段の賃借権の7番が開発許可、道路工事承認未了で許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係で、4月議決分の2番、4番、6番が開発許可未了により、8番が開発許可及び道路工事承認未了で、9番及び12番から15番が開発許可未了により、17番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

20番、21番が開発許可未了により許可保留となっております。22番が開発許可及び道路工事承認未了により、25番が開発許可未了により許可保留となっております。26番が申請渡し人死亡により相続手続き中のため許可保留となっております。32番が開発許可未了により許可保留となっております。下段の使用貸借4番が文化財許可及び道路工事承認未了で許可保留となっております。

8ページを御覧ください。

12番が用途廃止未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようですので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成28年度第2回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時23分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員